

相続預金手続き

ケース別 必要書類&注意点

第2回の ケース

八木 正宣 税理士法人 SBL 代表社員・税理士・行政書士・CFP®
会計事務所等での勤務を経て平成16年税理士事務所開設。企業支援と相続関連業務に強み。

「公正証書遺言」があるという相続人の方に
準備いただく書類と注意点は？

今

回は、「公正証書遺言」を提示された場合の相続手続きとその必要書類・注意点について解説していきます。

前回、第1回目で取り上げた「自筆証書遺言」には、「費用がかからず・手軽に作成できる」といった利点があります。

一方で、自筆証書遺言は紛失したり破棄されたりする恐れがあること、また所定の様式に従って作成されていない場合などに無効とされるリスクがあるほか、本当に本人が書いたものかどうか、相続人間で争点になるといった可能性が拭えないものです。こうしたリスクを極力回避することができるのが、「公正証書遺言」という形式の遺言です。

公正証書遺言は、以下の要件・手続きに基づいて作成することができます。

- ① 証人2名の立会いのもとに作成にあたる
 - ② 遺言者が遺言の趣旨を「公証人（公証事務を担う公務員で、豊富な法律事務経験を有する判事や検事等の出身者から法務大臣が任命）」へ伝える
 - ③ 公証人がそれを筆記する
 - ④ これに遺言者、証人および公証人が自署押印する
- ここからわかるのは、公正証書遺言は「あらかじめ法律上適法かどうかをチェックしたうえで、遺言者本人の意思に基づいた内容であることを、公証人が公的に証明してくれる」という性質を持つものです。したがって、法律上の信頼性が担保されていることになり、家庭裁判所の検認が不要とされています。
- また公正証書遺言では、原本が公証役場が保管し、正本・謄本が

遺言者に交付されます。仮に遺言者が正本等を紛失した場合にも公証人役場にて再発行できるため、より安全に遺言を執行できる形式といえます。

遺言執行者の指定の有無で手続きが異なる

それでは、公正証書遺言に基づいた、相続預金の相続人・受遺者が行う相続手続きを見ていきましょう。

まず、遺言者が亡くなったことを、被相続人の戸籍謄本等を提出してもらうことで確認しておきます。そのうえで「提出のあった遺言書は、公正証書によって作成された」という事実を、公証人の署名押印によって確認します。

次に「遺言執行者」が指定されているかどうかを確認します。遺言執行者には「遺言書の内容に基づいて、遺産の名義変更手続きを単独で行う」権限があります。

公正証書遺言では、公証人が関与するため、遺言執行者が指定された遺言書になっている可能性が高いと思われます（遺言執行者が指定されている場合）の相続手続きは次回以降に解説します。

遺言執行者が指定されていない場合には、いわゆる「相続届（金融機関によって名称が異なる）」など一定の書類に、その相続預金の取得者である相続人・受遺者（遺言によって遺産を受贈される相続人以外の人）全員の署名押印が必要です。続いて自店に存在する預金者の取引を洗い出し、遺言書の記載内容と照合します。

遺言書に記載されていない相続預金があれば、改めて遺産分割協議書の作成、または相続届により「記載外の相続預金」の承継者を決めてもらう必要があります。

なお、記載外の財産についての承継者が定められている場合には、その承継者が記載外の相続預金を引き継ぐことになります。

88

図表 公正証書遺言がある場合の必要書類など



- ① 公正証書遺言
 - ☑ 遺言書が公正証書にて作成されていることを、公証人の署名押印で確認
 - ☑ 証人2名が立会いのもと作成されているか、署名押印で確認
 - ☑ 正本（原本と同等の効力を持つ）または謄本（原本の写し）であるか確認
 - ❗ 正本等を紛失していた場合は、遺言書を作成した公証人役場で再交付を受けてもらう
- ② 遺言者の死亡の事実が記載された戸籍謄本等
 - ☑ 本籍地の市区町村役場にて取得してもらう（戸籍全部事項証明書だと1通450円～、除籍謄本は750円～）
 - ❗ 「被相続人の本籍地がわからない…」というお客様には、死亡時点での住所地の市区町村役場で本籍地入りの住民票を発行してもらい、その本籍地を参照してもらう
 - ☑ 郵送でも取得可能（発行手数料は、郵便局の定額小為替で支払う）
- ③ 相続届
 - ☑ 原則として、その相続預金の相続人・受遺者が記入・実印を押印してもらう
 - ❗ 預金残高欄はトラブル防止のため金融機関側で記入する取扱いもある
- ④ 預金相続人の印鑑証明書
 - ☑ 住所地の市区町村役場等にて取得してもらう（1通300円～）
 - ☑ 発行後6ヵ月以内
 - ☑ マイナンバーカードを用いてコンビニで発行できる自治体もある
 - ❗ 「実印を作っていない…」というお客様には、役場で印鑑の登録をしてもらう
- ⑤ 相続預金口座の通帳・キャッシュカード
 - ❗ 貸金庫取引がある場合にはその鍵など、お客様の状況に応じて案内する

▼公正証書遺言のサンプル

平成23年 第232号

遺言公正証書 正本

本職は、平成23年12月4日、遺言者近代太郎の嘱託により証人 現代五郎、証人 古代進の立会のもと、次のとおり遺言者の口授を筆記して、この証書を作成する。

1条 遺言者は、その所有する次の財産を妻花子に相続させる。

一、おおさか銀行福島支店に所在する下記預金
普通預金 口座番号 23323
定期預金 口座番号 7531
～割愛～

2条 遺言者は、上記以外は一切の財産を遺言者の長男一郎に相続させる。

本旨外要件
大阪市福島区上福島1丁目444番地
遺言者 近代 太郎 ㊟（昭和12年1月2日生）
上記遺言者及び証人に読み聞かせた処各筆記の正確なることを承認し次に署名押印する。

遺言者 近代 太郎 ㊟
証人 現代 五郎 ㊟
証人 古代 進 ㊟

この証書は、平成23年12月4日本職役場において、民法第969条第1号ないし第4号の方式に従い作成し、同条第5号にもとづき、次に署名押印する。
大阪府大阪市浪速区難波大1-10-100
大阪地方検察庁所属
公証人 逢坂 なおき ㊟

この正本は公正証書の原本によって作成し、嘱託人 近代太郎に交付するものである。
平成23年12月4日本職役場において
大阪府大阪市浪速区難波大1-10-100
大阪地方検察庁所属
公証人 逢坂 なおき ㊟